

残価
30%

購入選択権付リース

高額な医療機器は購入選択権付リースで導入！

1. 購入選択権付リースとは

リース期間の満了時に次のいずれかを選択できます。



1 残価による買取り
(購入権行使価格：物件価格の30%)



2 残価を基礎額とし、再度リース契約を締結
(2次リース)

2. 購入選択権付リースのメリット

メリット1

リース満了後に買取できる



リース物件を最終的には購入できるため、使用期間が長い高額な医療機器に有効です。

メリット2

契約期間中の支払を抑えられる



残価を設定しているため1次リース料(月額)は通常のリースに比べ低く抑えることができます。



1次リース料総額

残価額

購入or2次リース

1次リース料の計算方法

1次リース支払額=物件価格×リース料率で計算されます。(物件金額-残価)×リース料率ではありません。

2次リース料の計算方法

2次リースのリース料は、1次リース満了前にご提示いたします。再リース料の計算方法とは異なります。

3. 購入選択権付リースの留意点

税務・会計処理

所有権移転外ファイナンスリースと同様の処理となります。

満了物件買取時の 資産計上

お客さまが購入選択権の行使によりリース物件を購入された場合、以下の方法で資産計上します。
定額法で計上される場合は(法定耐用年数-リース期間)として償却します。(2年未満の場合は2年償却)
定率法で計上される場合は、顧問税理士にご確認ください。(概ね3~4年です。)

医薬品医療機器等法 (旧薬事法)の遵守

弊社が物件をお客さまに販売する場合、販売が可能か医薬品医療機器等法(旧薬事法)に基づきメーカー等に事前通知が必要です。(点検やメンテナンスが必要な場合の費用はお客さま負担)



弊社営業担当に
お気軽にご相談ください・・・

シャープファイナンス株式会社

営業拠点

<https://www.f-sfc.co.jp/corporate/base/>

